

事 務 連 絡

令和 6 年 12 月 2 日

各建築士関係団体等 御中

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

省エネ計算結果登録システムの公開（周知依頼）

平素より住宅・建築行政の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

令和 4 年 6 月 17 日に公布された脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号。）により、令和 7 年 4 月 1 日から、原則全ての新築住宅・非住宅建築物に建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）への適合が義務付けられることとなっています。

省エネ基準への適合義務付けに向けて、本日、エネルギー消費性能に係る計算支援プログラム（以下「Web プログラム」という。）住宅版が Ver3.6.0 から Ver3.7.0 に更新され、増改築部分を対象とした評価が可能となりました。また、非住宅版については、本年 10 月に更新され、モデル建物法（小規模版）による評価が可能となっているところです。

あわせて、建築物エネルギー消費性能適合性判定に提出する計算結果の活用並びに省エネ性能ラベルの作成及び住宅トップランナー制度の報告円滑化を目的として、「省エネ計算結果登録システム」を新たに作成、公開しています。

当該システムに Web プログラム Ver3.7.0 から出力した計算結果をアップロードすることで、①「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の準備について（技術的助言）」（令和 6 年 11 月 12 日付け国住参建第 2615 号。以下「R6 助言」という。）第 2 6.（1）に記載した「適判用」と印字された計算結果の入手が可能となるとともに、希望する場合には、②一般社団法人住宅・性能評価表示協会のホームページにおいて公開されている自己評価ラベル等作成プログラムと連動して、アップロードした計算結果に対応した自己評価ラベルの作成が可能となっています。また、例年、住宅トップランナー制度の報告対象となる事業者であって希望する場合には、③住宅トップランナー制度の報告も行うことができます。

なお、R6 助言第 2 6.（1）のとおり、令和 7 年 4 月 1 日以後に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出のために、Web プログラム Ver3.7.0 により計算結果を出力した場合は、原則として「適判用」と印字された計算結果を所管行政庁又は登録省エネ適判機関に提出する必要があるため、留意いただくようお願いします。ただし、当該システムは更新前の Web プログラム Ver3.6.0 により出力された計算結果には対応していないため、令和 7 年 4 月 1 日以後に着工予定であっても、更新前の Web プログラムにより計算結果を出力する場合等は、当面の間、計算結果に「適判用」の印字が付されていないものも受付けることとしています。

貴職におかれましては、執務の参考としていただくとともに、貴団体会員に対し、本システム

が作成、公開され、利用いただくよう周知をお願いいたします。

○省エネ計算結果登録システムには、以下の URL よりアクセスしてください。

<https://regist.lowenergy.jp/>

○省エネ計算結果登録システムの利用に当たっての留意点は別紙を参照してください。

【問合せ先】

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 佐々木

TEL : 03-5253-8111 （内線 39-464）

- 省エネ適判に提出する計算結果の活用並びに省エネ性能ラベルの作成及び住宅トップランナー制度の報告円滑化を目的として、令和6年12月より、「**省エネ計算結果登録システム**」を公開・運用を開始。
- Ver3.7.0以降のWebプログラムから出力した計算結果を「省エネ計算結果登録システム」にアップロードすることで、省エネ適判の申請に必要な、**適判用と印字された計算結果PDFファイルの取得**が可能。
- あわせて、希望する場合には、当該計算結果PDFに対応した**省エネ性能ラベル（自己評価）の取得**や**住宅トップランナー制度の報告**※も可能。

※ 予め、当該年度の供給戸数が対象戸数を上回ると見込まれる事業者による活用を想定しています。



省エネ計算結果登録システムの
トップページ

参考資料1

エネルギー消費性能計算プログラム(非住宅版)
モデル建物法(準用計算結果)

適判用
2401960000

1. 計算結果及び評価結果

(1) 建築物の名称	サンプル建物		QRコード
(2) 床面積	10,000.82	KWL ID/出力力コード	
(3) 省エネ地域区分/年間日射地域区分	6地域 / A3区分	0ae7fab-5c8b-4564	
(4) モデル建物	準用モデル	*AAA-LFKV-SZIC-RKR	
5. 評価結果			
年間総負荷指数	【BPIm】	0.96	QRコード
一次エネルギー消費量	【BEIm】	0.99	
空調調気設備	【BEIm/AC】	1.01	
機械換気設備	【BEIm/V】	0.70	
給湯設備	【BEIm/H】	0.91	
給湯設備	【BEIm/HW】	1.38	
照明機	【BEIm/EV】	2.00	
太陽光発電		あり	
コージェネレーション設備		あり	
(6) 判定	BPIm ≤ 1.00	達成	
	BEIm > 0.80 (大規模建庫)		非達成
	標準BEIm > 0.60		非達成

適判用と印字された計算結果
PDFファイルのイメージ

- Webプログラム（Ver.3.7.0～）を使用して、令和7年4月以降、所管行政庁等に省エネ適判の申請を行う場合は、計算結果PDFファイルを「省エネ計算結果登録システム」にアップロードして取得した、**適判用と印字された計算結果が原則として必要**となります。
- 「省エネ計算結果登録システム」は、**旧バージョンのWebプログラム（Ver.3.6.0）には対応していません。**旧バージョンのWebプログラムで計算結果PDFファイルを出力済みの場合は、「省エネ計算結果登録システム」にアップロードすることなく、**当該計算結果PDFファイルをそのまま省エネ適判の申請に使うことができます。**

参考資料 1		エネルギー消費性能計算プログラム(非住宅版) モデル建物法(単用途計算結果)		適判用 2401960000
1. 計算結果及び評価結果				
(1) 建築物の名称	サンプル建物			
(2) 建築地	10,000,000	XML ID/再出力コード		
(3) 省エネ地域区分/年間日照地域区分	6地域 / A3区分	0ae7facb-5c8a-4564		
(4) モデル建物	単層併モデル	*LAAHLEPKY-5Z1Q-948R		
(5) 評価結果				
年間総エネルギー消費量	【kWh/m ² 】	0.96		
一次エネルギー消費量	【kWh/m ² 】	0.99		
空調設備消費量	【kWh/m ² 】	0.77		
照明設備消費量	【kWh/m ² 】	0.01		
給湯設備消費量	【kWh/m ² 】	0.10		
給電設備消費量	【kWh/m ² 】	1.08		
給熱設備消費量	【kWh/m ² 】	2.00		
太陽光発電	【kWh/m ² 】	あり		
コージェネレーション設備	【kWh/m ² 】	あり		
(6) 判定				
SPm ≤ 1.00	達成	達成	達成	達成
		BEEm > 0.80 (大規模基準)	達成	非達成
		標準BEEm > 0.60	非達成	非達成

適判用と印字された計算結果
PDFファイルのイメージ

省エネ計算結果登録システムの操作(1)

- 令和6年12月に公開されたWebプログラム (Ver3.7.0) では、計算結果表示画面の下部にある「PDFを出力する」の直下に、「PDF出力後、省エネ計算結果登録システムへ」のボタンが新設 (住宅版のみ)。
- 「PDFを出力する」を押して計算結果をダウンロードするとともに、当該ボタンを押すことで、省エネ計算結果登録システムに誘導される。

① Webプログラム (Ver3.7.0) で計算結果PDFファイルをダウンロードし、「PDF出力後、省エネ計算結果登録システムへ」を押す

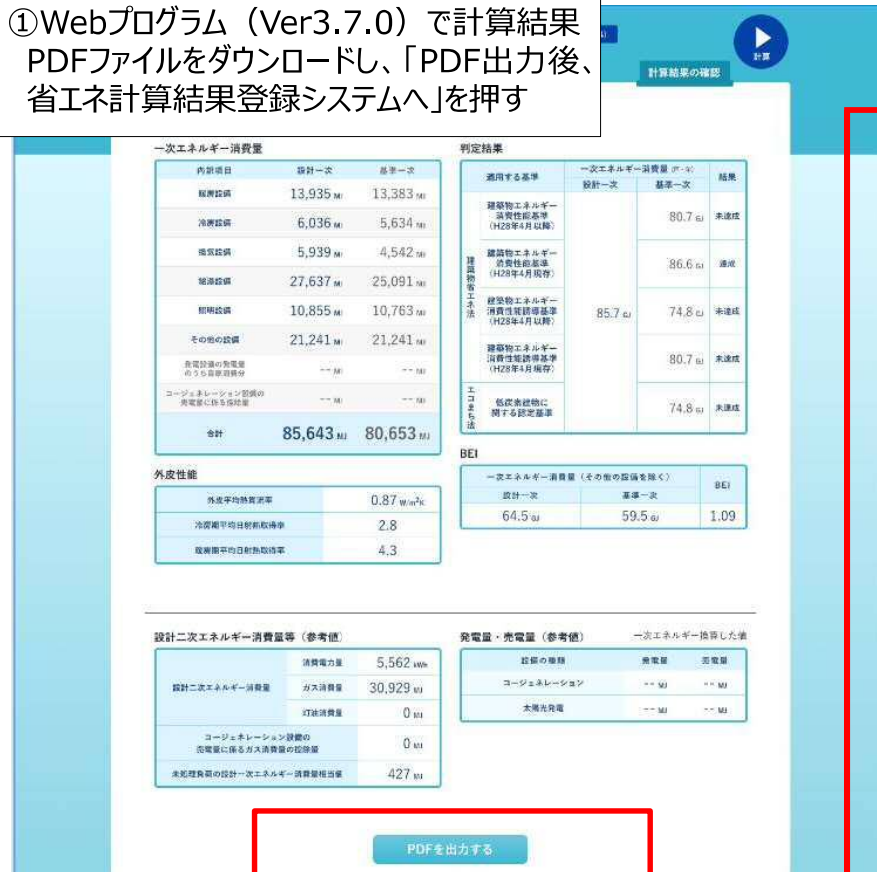
省エネ適判申請前は省エネ計算結果登録システムで登録してください!

PDF出力後、省エネ計算結果登録システムへ >>>

(令和7年4月1日以降は、省エネ計算結果登録システムでの登録がないものは省エネ適判申請に使用できません)

※ 「PDF出力後、省エネ計算結果登録システムへ」のボタンは、Webプログラム住宅版のみに表示されます。非住宅版、共同住宅等の計算結果集計プログラムにはないため、省エネ計算結果登録システムのURL (<https://regist.lowenergy.jp/>) からアクセスして下さい。

② 省エネ計算結果登録システムの「システム入口」を押す



内訳項目	設計一次	基準一次
暖房設備	13,935 MJ	13,383 MJ
冷房設備	6,036 MJ	5,634 MJ
換気設備	5,939 MJ	4,542 MJ
給湯設備	27,637 MJ	25,091 MJ
照明設備	10,855 MJ	10,763 MJ
その他の設備	21,241 MJ	21,241 MJ
高電圧線の発電量 のうち自家消費分	-- MJ	-- MJ
コージェネレーション設備の 発電量に係る消費量	-- MJ	-- MJ
合計	85,643 MJ	80,653 MJ

適用する基準	一次エネルギー消費量 (MJ)		結果
	設計一次	基準一次	
建築物エネルギー消費性能基準 (H29年4月以降)	80.7 MJ	80.7 MJ	未達成
建築物エネルギー消費性能基準 (H29年4月以前)	86.6 MJ	86.6 MJ	達成
建築物エネルギー消費性能基準 (H29年4月以降)	85.7 MJ	74.8 MJ	未達成
建築物エネルギー消費性能基準 (H29年4月以前)	80.7 MJ	80.7 MJ	未達成
低炭素建築物に関する認定基準	74.8 MJ	74.8 MJ	未達成

外皮平均熱貫流率	0.87 W/m ² K
冷房期平均日射取得係数	2.8
暖房期平均日射取得係数	4.3

一次エネルギー消費量 (その他の設備を除く)	BEI
設計一次	64.5 MJ
基準一次	59.5 MJ
	1.09

消費電力量	5,562 kWh
設計二次エネルギー消費量	30,929 MJ
灯照消費量	0 MJ
コージェネレーション設備の 発電量に係るガス消費量の総消費量	0 MJ
未処理汚水の設計一次エネルギー消費量相当値	427 MJ

設備の種類	発電量	売電量
コージェネレーション	-- MJ	-- MJ
太陽光発電	-- MJ	-- MJ

Webプログラム (Ver3.7.0)



省エネ計算結果登録システムの操作(2)

③「使用許諾条件に同意する」を押す



④必要事項を入力する (非住宅の場合は、住宅種別、住宅トップランナーシステムのデータ登録は不要)

省エネ適判申請用計算結果PDFの作成

下記の必要な項目について入力してください。エネルギー消費性能計算プログラムで出力した計算書(計算結果 PDF)をアップロードすることで、省エネ適判申請用の計算書を作成することができます。

計算プログラム区分1 必須 エネルギー消費性能計算プログラム(住宅版)
 エネルギー消費性能計算プログラム(非住宅版)
 エネルギー消費性能計算プログラム 共同住宅等の計算結果集計プログラム

住宅種別 必須 建売戸建 注文戸建 賃貸アパート 分譲マンション その他
※ 住宅トップランナーの報告も行なう場合は、報告する住宅種別(建売戸建、注文戸建、賃貸アパート、分譲マンション)に応じて選択してください。住宅トップランナーの報告を行わない場合は、該当すると思われる住宅種別(その他も選択可能)を選択してください。

物件所在地 必須 都道府県 市区町村

事業者名 必須

着工予定年月 必須 2025/04

住宅トップランナー報告システムへデータ登録 必須 データ登録する データ登録しない
※本システムから登録できる報告方法は、住宅ごとに算定結果のファイルを提出する方法(報告方法)のみです。
[住宅トップランナー制度とは？](#)

省エネ性能ラベル・評価書の作成 必須 希望する 希望しない

⑤計算結果PDFファイルをドラッグ & ドロップ又は参照により、システム上にアップロード

計算結果を差し替える(差し替える場合のみチェックを入れてください)
 差替え前の整理番号
※整理番号は、差替え前の適判申請用計算書右上に押印されたスタンプ内の番号です。
 ※差替え前のデータ登録時と同じ計算プログラム区分1および物件所在地を入力してください。

計算結果を差し替える場合
(再提出・軽微な変更申請等)

ファイルをここにドラッグ&ドロップまたは参照

アップロード可能なPDF 以下のプログラムから出力されたスキャンや編集されていない無加工のファイルであること。

- エネルギー消費性能計算プログラム(住宅版)
- エネルギー消費性能計算プログラム(非住宅版)
- エネルギー消費性能計算プログラム 共同住宅等の計算結果集計プログラム

既に本システムに登録済みのファイルでないこと。

< 戻る

⑥入力内容を確認する

アップロードするPDFファイルは適合判定に提出するための最終的な計算結果です。

入力内容の確認

入力内容及びアップロードされたファイル情報をご確認ください。
同じPDFファイルを複数回登録することができませんのでご注意ください。
「省エネ適判用PDF作成」ボタンをクリックするとデータが登録され、省エネ適判用PDFが作成されます。

計算プログラム区分1	非住宅
計算プログラム区分2	標準入力単一建築物
物件所在地	秋田県湯沢市
事業者名	aaa
住宅トップランナー制度	対象事業者ではない
評価書・ラベルをここで発行しますか?	希望しない
基本情報	
計算プログラム区分	非住宅(標準入力法)
床面積の合計	10352.79㎡
地域の区分	6地域
一次エネルギー消費に関する事項	
BPI	—
BEI	0.83
従事BEI	0.84

← 戻る

省エネ適判用PDF作成

⑦データ作成が完了次第、適判用と印字された計算結果PDFファイルをダウンロード可能

データ作成完了

完了

- ✓ データの登録と適合判定用PDFの作成
- ✓ トップランナー制度への登録
- ✓ 評価書・ラベルの作成

完了

適合判定用PDF・評価書・ラベルをダウンロードいただけます。

適合判定用PDFはここで必ずダウンロードしてください。
終了するとダウンロードができなくなります。

ダウンロード

入力を終了する場合はタブを閉じてください。

	質問	回答
1	事業者名には何を記載したらよいか。	建物の設計を行った建築士事務所などをご記入ください。（住宅トップランナー制度の報告にも活用されるものであるため、省エネ計算の代行事業者は記載しないようお願いいたします。）
2	住宅種別は何を選択すべきか。	住宅トップランナーの報告をする場合は、報告する住宅種別（建売戸建、注文戸建、賃貸アパート、分譲マンション）に応じて選択してください。また、住宅トップランナーの報告を行わない場合は、該当すると思われる住宅種別（その他も選択可能）を選択してください。なお、判断がつかない場合は、その他で結構です。
3	着工予定年月が不明の場合の記載はどのようにしたらよいか。	省エネ適判に申請する際の着工予定日を踏まえて、着工予定年月のご記入をお願いいたします。
4	事業者名や着工予定年月は、省エネ適判の申請書と同じものを入力する必要があるのか。	同一であることが望ましいですが、困難な場合はその限りではありません。
5	事業者名や着工予定年月が変更した場合も、再度省エネ計算結果登録システムに計算結果PDFをアップロードする必要があるのか。	その必要はありません。あくまで、計算結果を差し替える場合に、再度省エネ計算結果登録システムに計算結果PDFをアップロードいただくようお願いいたします。
6	整理番号とは何か。	整理番号は、差替え前の適判申請用計算書右上に押印されたスタンプ内に記載された番号になります。
7	住宅トップランナーのIDと連携キーはどのように発行することができるのか。	トップランナー報告システムにおいて発行することができます。以下のURLからご確認ください。 https://beta.trfilecheck.net
8	API連携は可能か。	可能となっています。詳細は省エネ計算結果登録システムのトップページ下部をご覧ください。
9	省エネ計算結果登録システムは、Webプログラム非住宅版や共同住宅等の計算結果集計プログラムにも対応しているのか。	対応しています。ただし、「PDF出力後、省エネ計算結果登録システムへ」のボタンは、Webプログラム住宅版のみに表示され、非住宅版、共同住宅等の計算結果集計プログラムにはないため、省エネ計算結果登録システムのURLからアクセスして下さい。 (https://regist.lowenergy.jp/)
10	省エネ計算結果登録システムを試しに利用することは可能か。	試しに利用することで、省エネ適判に提出しない計算結果が登録されてしまうため、省エネ適判に提出する計算結果が確定したタイミングでご利用いただくようお願いいたします。